

宮 城 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金専門部会（第2回）議事要旨

| | | |
|---------|---|-------------------------|
| 開 催 日 時 | 令和5年10月12日（木） | 午後2時00分 ～ 午後5時10分 |
| 出 席 状 況 | 公益を代表する委員 | 出席2名 定数3名 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席2名 定数3名 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席2名 定数3名 |
| 主 要 議 題 | (1) 金額審議について (2) その他 | |
| 議 事 要 旨 | <p>(1) 金額審議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労働者側より46円引上げ965円の提示。 根拠は、東北地方からの人材流出抑止効果、他の特定最賃に比べ低額であることを考慮し、これまでの地域最賃との優位性104.0%にプラス0.5%で104.5%とした。 ○使用者側より29円引上げ948円の提示。 根拠は、経団連の2023年度の春季労使交渉の資料、中小企業の製造業の平均改定率3.19%を引上げ率としたもの。 ○労働者側より44円引上げ963円の提示。 根拠は、地域最賃との優位性は若干下がるが、ある程度維持できるため。 ○使用者側より33円引上げ952円の提示。 根拠は、「令和5年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」（厚労省）の平均賃上げ率3.6%を引上げ率としたもの。 ○労働者側より42円引上げ961円の提示。 根拠は、地域最賃との優位性104%をぎりぎり維持できる金額とした。 ○使用者側より36円引上げ955円の提示。 根拠は、8月の東北6県の消費者物価指数（生鮮食品を除く）の上昇率（前年同月比）3.9%を引上げ率としたもの。 ○合意に至らず。 <p>(2) その他</p> <p>事務局より、第3回目の審議日程について説明があった。</p> | |